

警報等発表時の措置について

徳島県(全域, 北部, 三好, 三好市, 東みよし町)に,

1 特別警報・暴風警報・暴風雪警報が発表されている場合

状 況	対 応
午後0時の時点で発表中	自宅待機とする。
午後0時以降 午後3時までで解除された場合	授業を行う。 ○安全を十分確認した上で、可能な者は登校する。 ○通学に利用している公共交通機関が運休している場合、自宅待機とする。 ○浸水・凍結等で、保護者が危険であると判断した場合は、自宅待機とする。その場合、保護者が学校に連絡する。 ○状況によっては、学校長が判断し、自宅待機や臨時休校等の措置を講じる場合がある。 (この場合、連絡網で学校から連絡する)
午後3時の時点で解除されていない場合	臨時休校とする。

※特別警報が発表された場合は、ただちに命を守るための行動をとること。

2 他の警報（大雨・洪水・大雪等）が発表されている場合

原則として、平常授業を行う。安全を確認して登校すること。

※ただし、状況によっては学校長が判断し、自宅待機や臨時休校等の措置を講じる場合がある。
また、通学に利用している公共交通機関が遮断されている場合や、通学路の浸水・凍結等で保護者が危険であると判断した場合は、担任に連絡して自宅待機する。この場合は公欠扱いとする。

3 注意報（強風・大雨・洪水・大雪等）が発表されている場合

原則として、平常授業を行う。安全を確認して登校すること。

4 登校後に特別警報が発表された場合

原則として、学校に待機させる。

5 登校後に特別警報以外の警報や注意報が発表された場合

- ・状況に応じて学校長が判断し、下校や待機等の措置を講じる。
- ・下校の際には、安全第一の措置をとり、状況によっては保護者の方に迎えを依頼する場合がある。